

# 指定下水道工事店指定申請手続き

## 《指定期間》

指定有効期間は、国立市指定下水道工事店として指定を受けた日から4年を経過した日の属する年度の最終日とする。（国立市下水道条例第6条の2第3項）

## 《申請に必要な書類》

国立市指定下水道工事店指定申請書（第1号様式）とそれに記載されている添付書類は下記のとおりです。

- ・個人及び法人の代表者の住民票記載事項証明書（住民票）、履歴書、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証する書類（身分証明書）
- ・登記事項証明書【法人の場合】
  - ・店舗の平面図及び写真並びに付近見取図（最寄り駅から店舗までの見取図も含む）
  - ・選任する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類（※兼任している場合は、兼任状況を説明する書類）
  - ・工事施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
  - ・他の下水道管理者から指定下水道工事店として指定を受けている場合は、当該下水道管理者が発行した指定下水道工事店を証する書類の写し（※複数枚お持ちの方は、営業所がある市町村・東京都等、主要な1市町村（都）のみご提出下さい。）
  - ・営業所の建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
  - ・その他市長が認めた書類（なければ不要です。）

## 《手数料》

指定下水道工事店の指定の申請	1件 10,000円
指定下水道工事店の指定の有効期限の更新の申請	1件 5,000円
指定下水道工事店の指定証の再交付の申請	1件 5,000円
指定下水道工事店の証明書の交付の申請	1件 200円

## 国 立 市 指 定 下 水 道 工 事 店 指 定 申 請 書

国 立 市 長 殿

申 請 者	ふりがな		社 印	
	店舗の名称			
	ふりがな		代表 者 印	
	代表者氏名			
	代表者住所	電話 ( )		
ふりがな				
営業所所在地	電話 ( )			

## 【添付書類】

- 1 個人の場合は、住民票記載事項証明書、履歴書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証する書類
- 2 法人の場合は、登記事項証明書及び代表者に関する前項に定める書類
- 3 店舗の平面図及び写真並びに付近見取図(最寄り駅から店舗までの見取図も含む。)
- 4 選任する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類  
※兼任している場合は、兼任状況を説明する書類
- 5 工事施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 6 他の下水道管理者が発行する指定下水道工事店証の写し
- 7 営業所の建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- 8 その他市長が必要と認めた書類

この欄は、記入しないでください。

指 定 番 号 第 号

指 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

# 記載例

第1号様式(第3条関係)

令和〇年〇〇月〇〇日

## 国立市指定下水道工事店指定申請書

個人の方及び法人で作成されていない場合は、押印不要です。

国立市長 殿

申 請 者	ふりがな	かぶしきがいしゃ くにたちし	社 印	角 印
	店舗の名称	株式会社 国立市		
請 者	ふりがな	くにたち たろう	代表 者 印	
	代表者氏名	国立 太郎		
請 者	代表者住所	〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1 電話 042 (576) 2111	代表 者 印	
	ふりがな	とうきょうと くにたちし ふじみだい		
		〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1 電話 042 (576) 2111		

### 【添付書類】

法人の方：代表者印（会社実印）を押印下さい。  
個人の方：個人の実印を押印下さい。

- 個人の場合は、住民票記載事項証明書、履歴書及び既往歴開示の状況を記入して復査を待つよ  
い者に該当しないことを証する書類
- 法人の場合は、登記事項証明書及び代表者に関する前項に定める書類
- 店舗の平面図及び写真並びに付近見取図（最寄り駅から店舗までの見取図も含む。）
- 選任する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類  
※兼任している場合は、兼任状況を説明する書類
- 工事施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 他の下水道管理者が発行する指定下水道工事店証の写し
- 営業所の建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- その他市長が必要と認めた書類

この欄は、記入しないでください。

指定番号

記入しないで下さい

指定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

# 選任責任技術者名簿

勤務先住所\_\_\_\_\_

名 称\_\_\_\_\_

No.	氏 名	住 所	責任技術 資格者証番号	有効期限
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※雇用関係を証明する書類として、以下のいずれか1点を添付してください。

(注) 健康保険証は、有効期限が令和7年12月1日のため、使用できません。

- ・本人の氏名及び会社名が記載されている資格確認書又は資格情報のお知らせ（資格情報通知書）の写し
- ・住民税特別徴収税額の決定通知（特別徴収義務者用）の写し
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・源泉徴収書の写し

## 設備・機材等一覧表

## 工事店住所

名称\_\_\_\_\_